

納税が困難な方に対する 市税等における納税猶予制度

徴収の猶予

- 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

※前年度以前の市税等の滞納が無いことが条件です。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

災害により、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

※一定の期間(1か月以上)において、前年同期比概ね50%以上の減少があった場合

申請による換価の猶予

- 収入が大幅に減少した場合において、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、収納課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

猶予の効果

- 納付の猶予制度の適用を受けた市税等は、その猶予期間内において、分割して納付していただくことになります。なお、猶予期間は原則1年、分割して納付いただく金額は、納税者の方の財産の状況等を踏まえて定めることになります。
- 猶予期間中は新たな督促、差押え及びすでに差押えを受けている財産の売却はされません。
- 納期限を過ぎると延滞金が課されますが、納付の猶予制度の適用を受けている期間については、延滞金が軽減又は減免されます。
※令和2年における延滞金の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。

納付の猶予制度の手続等

- 納付の猶予制度の適用を受けるためには、①猶予の申請書のほか、②「資産及び負債の状況を明らかにする書類」、③「今後の収入及び支出を明らかにする書類」、④「個別の事情が確認できる書類(徴収猶予の場合:ケース1から4)」などを提出していただく必要があります。
- なお、②と③の書類の準備が困難な場合は、収納課で準備する「財産収支状況書」に記載いただくか、収納課職員による聞き取りにて確認するなどの対応を行います。
- 必要な書類の種類や書類の書き方については、収納課にご相談ください。

担保の提供

- 納付の猶予制度の適用を受けるには、通常、担保が必要となりますが、猶予を受けようとする額が50万円以下の場合は、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱います。